

きっかけは訪問購入?

~犯罪まがいの深刻なトラブルにご注意を











他にも こんなことが・・

身につけていた指輪を はずせと迫られた。

指輪は見せただけで売らなかった はずなのに、業者が帰ってから なくなっていたことに気づいた。



🥦 トラブルにあわないために 🥼



- ■突然訪問してきた購入業者は、家に入れない!
- ■購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を 承諾しない!
- ■購入業者から勧誘を受けて、訪問を承諾する場合は 一人で対応しない、絶対に目を離さない!

玄関は、常にカギを かけておいたほうが 安心ケロ!



山形県消費生活センター キャラクター"ケロちゃん"

「クーリング・オフ」

これは…できる? できない?

えっ! 通販は、 クーリング・オフ できないの?



クーリング・オフできるもの

- ◆突然訪問されて、ふとんを売りつけられた
- ◆皿だけ売るつもりが、貴金属を 強引に買い取られた
- ◆電話で海産物を勧められ、断った のに商品が届いた
- ◆エステに行ったら、高額な契約を させられた
- ◆家の無料点検で契約させられた

など・・・・



クーリング・オフできないもの

- ◆お店に出向いて買ったもの
- ◆通信販売で買ったもの
- ◆営業用に購入したもの
- ◆自動車の購入・自動車のリース
- ◆葬儀·結婚式
- ◆大型家電·家具
- ◆使用してしまった消耗品
- ◆3000円未満の現金取引

など・・・



クーリング・オフ以外にも 契約をやめる方法があります。 まずは相談を!

「消費生活出前講座」を利用してみませんか?

- ◆最新の悪質商法について
- ◆契約トラブル等の相談事例紹介
- ◆トラブルへの対処法など

※まずは、お電話でお申し込みください

費用は 無料です



講師が各地域に出 向いて、消費生活 に関する知識を、 わかりやすくお伝 えします。



〒996-0002

新庄市金沢字大道上 2034(最上総合支庁1階)

【相談受付】9:00~17:00

(土日祝日・年末年始除く)

【電話番号】0233-29-1370

「188」で最寄りの消費生活センターにつながります

11月・12月の無料法律相談



■時間:13:30~15:30

■場所:最上総合支庁

■相談時間:お一人様30分となります

弁護士による専門的なアドバイスが、無料で 受けられます。

事前予約が必要ですので、当センターまで お問い合わせください。





